

「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく 介護労働安定センターに関する行財政の研究

A Study on the Administrative Finances of the Care Work Foundation Center Based on the Improvement of Employment Management for Care Workers Act

(2020年3月31日受理)

名定 慎也 今井 慶宗* 藤田 益伸**
Shinya Nasada Yoshimune Imai Yoshinobu Fujita

Key words : 介護労働, 雇用管理, 介護労働安定センター, 介護人材マネジメント

介護労働安定センターは、1992（平成4）年に「高齢社会の進展に伴う介護労働力の需要増大に対処し、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図る」ための機関として創設された。介護保険制度導入後は介護事業者を含む介護分野全般に対する支援事業も担う。今研究は約28年間の国会における介護労働安定センターに関する政策の議論を抽出し、そこに表れている施設の意義・対象事業、さらにまたその取り上げられ方の変遷等について考察した。結果、介護労働安定センター創設は家政婦の雇用の安定、労働環境の整備に端を発し、ホームヘルパーの養成研修等の施策や昨今では介護人材供給の方策が求められている。また、介護労働者の権利擁護も要し、雇用管理についての相談援助・情報提供なども実施しているが、労働者の意見反映や離職者の意見の収集など充分でないところも窺えた。増大する介護労働需要に応え、時代の変化に合わせ事業の効率化・重点化を図ることが必要であるとともに、介護労働者が安心して業務に取り組める労働環境整備を介護労働安定センター中心に事業者・労働者一体となって進める必要性は高い。

はじめに

介護労働安定センターは、1992（平成4）年に「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」によって創設された公益財団法人であり、2020（令和2）年で28年の歴史を有する。介護労働安定センターホームページによれば、「公益財団法人介護労働安定センター（略）は、我が国の高齢社会の進展に伴う介護労働力の需要増大に対処し、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図るための総合的支援機関として平成4年に設立され、『介護労働者法』の指定法人として現在に至って」いて、「特に平成12年度からは、『介護保険制度』の施行に伴い、介護事業者を含む介護分野全般に対する支援事業を実施して」いる。

本研究は介護労働安定センターについて、約28年間、国会においてどのように議論され、現在の制度を形成し

ているのかを明らかにするものである。国会両院の本会議・委員会等における介護労働安定センターに関する政策の議論を抽出し、そこに表れている施設の意義・対象事業、さらにまたその取り上げられ方の変遷、委託業務に関する行財政などについて検討し、今後の施策の方向性について検討する。昨今の労働力の減少、介護人材不足などから、介護人材の定着に向けた介護人材マネジメントが重要になっている。その中で、「介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図る」ための総合的支援機関として介護労働安定センターがあるので、創設から現在までの議論内容を考察し、今後の介護現場に求められる支援や、介護現場と支援機関との連携について検討する。

*関西女子短期大学

**神戸医療福祉大学

1. 研究の視点および方法

介護労働安定センターという名称が登場する研究は多くあるが、それらは介護労働安定センターが実施した各種調査結果について分析するものであり、介護労働安定センターないしその運営政策に関する研究は見当たらない。これに対して本研究は、国会の本会議や委員会において議論された内容について公開されている議事録を整理し焦点とされた課題について分析する方法で研究するものである。

2. 介護労働安定センターの根拠法・事業内容

介護労働安定センターは、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の第15条から第30条に位置づけられている。同法第17条は、介護労働安定センターが行う業務を規定している。すなわち、介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること（1号）、職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その者が賃金の支払を受けることが困難となった場合の保護その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと（2号）、第18条第1項に規定する業務を行うこと（3号）、そのほか介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと（4号）である。

介護労働安定センター¹⁾によれば、2018（平成30）年度の場合、次の事業（概要）を実施している。雇用管理の改善として、雇用管理に関する相談援助、事業者支援セミナー、職場の雇用管理改善好事例の提供、介護労働実態調査、介護労働シンポジウムの開催等。職業能力の開発として、介護労働者のキャリア形成に関する相談援助、教育訓練等（介護労働講習（実務者研修を含む）、介護人材の養成研修、資格取得等を支援する教育訓練、在職者の向上訓練（短期専門コース、各種指定養成研修、ケア・サポート講習等））。介護関係機関との連携として介護労働懇談会の実施。情報の提供として、図書等の発行、介護情報サイト（care-net.biz）の運営。福利厚生充実として、傷害補償制度、感染症見舞金制度、賠償責任補償制度、その他（賃金不払事故補償制度、健康診

断受診促進事業）がある。

3. 結 果

1) 国会における議論

介護労働安定センターをキーワードに、国会における議論について主要なものを表1に抽出する（一部要約）。なお、【 】内の議事録のタイトルは原本に合わせて元号表記のみとする。

表1 国会における議論

【平成4年4月15日第123回国会衆議院労働委員会会議録第4号30頁】 ・労働大臣 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案について、提案理由及び内容の概要を説明する。労働大臣が公益法人を介護労働安定センターとして指定し、介護労働者に対する研修等介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行わせることとする。
【平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号3～4頁】 ・労働省職業安定局長 介護労働者のイメージアップを図る、資質の向上を図っていくためには職業紹介事業者の協力が不可欠で、今回提案している法律においても、職業紹介事業者は、家政婦の「福祉の増進に資する措置を講ずるよう努めるものとする」という規定を入れていて、家政婦イメージアップあるいは資質の向上を図っていききたい。具体的には、指定法人である介護労働安定センターにおいてさまざまな事業を行い、イメージアップを図る・社会的な地位を向上させていく事業を進めていききたい。 ・労働省職業安定局長 法案の中にある介護労働安定センターにおいて、家政婦に対してその能力の開発向上を行う研修を強力に推進していききたい。指定法人の介護労働安定センターにおいて、家政婦の福祉の増進をするための援助事業、具体的には共済事業を推進していききたい。雇用促進事業団に基金を設けてこの基金を活用して介護労働安定センターが行うこういった事業、あるいは介護労働安定センターが行う事業に対して協力する職業紹介事業者に対して、一定の助成を行い共済事業の円滑な運営を推進していききたい。
【平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号8頁】 ・労働省職業安定局長 労働者派遣の対象業務に介護業務を加えることは、家政婦の就業条件の向上等を図るための方策の一つとして、この法案の検討過程において、中央職業安定審議会の場合等を通じて議論された。その結果、引き続き検討を行う必要があるとされたため、介護労働安定センターの行う事業等により介護労働者の福祉の増進を図ることにした。
【平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号13頁】 ・労働省職業安定局長 介護労働の養成力を強化していかなければならない。仕事につきたい人の研修・講習を強化すべきである。介護労働安定センターにおいて、そういった研修、養成業務を強力に推進したい。
【平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号15頁】 ・委員 介護労働安定センターの企画、運営に当たっては介護労働者の意見が反映されて当然であるが、具体的にどのような方策を考えているか。 ・労働省職業安定局長 介護労働安定センターは介護労働者の福祉の増進を目的として事業を行うもので、介護労働者の意見を把握することは重要であり、この点は、十分に配慮して事業を実施していききたい。 ・委員 介護労働安定センターにおける介護労働者の福祉の増進のための事業や、その中の能力開発のための研修事業も、当然対象となるか。 ・労働省職業安定局長 介護労働者全体の技能水準等を高めていくことは、今後介護ニーズに適切に対応するための大きな課題であり、介護

<p>労働安定センターを通じての教育訓練、研修等も、紹介所における家政婦と同様に配慮をなされるよう、また、福祉の増進の面についても同様に配慮がなされるように検討していきたい。</p>	<p>対して例えば寮、訓練施設、文化・教養・体育施設など福祉施設の設置促進のため助成金を支給する。さらに、「健康診断の実施」であるが、家政婦は雇用労働者でない。雇用労働者の場合は事業主に健康診断を実施することが義務づけられているが、家政婦はみずから受けることが必要になる。補助金・助成金を出すことによってその受診を促進することで、雇用管理全般にわたる改善を介護労働安定センターを通じてやっている。第二点目は、要介護者に関する施設とかサービスについての情報提供、相談、それから家政婦の紹介所の団体と企業との連携の促進を図ることにより在宅介護の需給安定事業をしている。在宅介護需給安定事業はこれからもふやしていきたいと考えているが、家政婦は個人からの要請・要望に応じてそこでサービスを提供することになり、就労が非常に不安定になる場合がある。それをなるべく安定化させることから、紹介所の団体と企業との連携を図って需給の安定を図る事業である。この事業を介護労働安定センターを通じてしている。第三点目は介護労働者に対する各種講習、具体的にはその人々の持っている経験・バックグラウンドによって違うが、入門コース、向上コース、専攻コースといった3段階に分けた講習を実施して、介護労働者の職業能力の開発をこのセンターでしている。四点目は、福祉共済制度の運営である。家政婦は、雇用労働者でないから、例えば労災保険の適用がない。それを補う形で福祉共済制度を設けて、それによってその面でカバー・対応しようとするこの運営を介護労働安定センターがしている。介護労働安定センターの事業を推進するために事務経費がかかるが、その事務経費の助成を雇用促進事業団の介護労働者福祉基金の運用益でしている。介護労働安定センターを通じた確保対策としては、在宅介護需給安定事業、紹介所団体等と企業との連携を促進するもので、それを充実させたいので21億円余りを来年度の予算要求として行っている。</p>
<p>【平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号27頁】 ・労働省職業安定局長 労働省としては、この法律案に基づき、介護労働安定センターにおける研修の実施等により介護労働者の能力の開発及び向上等を進めて、介護労働者の福祉の増進を図って、介護職場が労働者にとって魅力のあるものとなることにより労働力の確保に結びつけるというねらいを持っている。</p>	<p>【平成6年6月3日第129回国会参議院国民生活に関する調査会会議録第9号4頁】 ・労働省婦人局長 平成4年に成立した介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づいて、介護労働安定センターを中心として介護労働者の雇用管理の改善のための種々の施策を推進しているが、平成6年度には新規事業を2つ予定している。一つは家政婦紹介所団体と企業が連携して介護クーポンを発行する。これにより介護労働者を勤労者に紹介し、このシステムを行う紹介所団体に対しては一定の助成を行う在宅介護需給安定事業である。二つ目は介護労働安定センターで実施している現行の職業講習の講習時間を拡充し、かつ全都道府県において実施する介護労働者能力開発事業である。</p>
<p>【平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号33頁】 ・委員 この法律では、介護労働者の雇用管理の改善による福祉の増進が目的になっていて、介護労働安定センターは介護労働者の雇用の改善と安定に大きな役割を果たすことが期待をされている。 ・労働省職業安定局長 介護労働者の福祉の増進を図ることが重要な課題で、事業主等の取り組みを総合的に支援する機関として介護労働安定センターを指定する。介護労働安定センターにおいては、雇用管理の改善等を行う社会福祉施設、介護サービス業の事業主を対象とした各種の助成金の支給、民営職業紹介所等のネットワークによる情報の提供、民営職業紹介所の家政婦等に対する研修、介護労働力確保のための調査研究等を行う予定である。</p>	<p>【平成6年6月3日第129回国会参議院国民生活に関する調査会会議録第9号10頁】 ・労働省婦人局長 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づき介護労働安定センターを指定し、4つの事業を行っている。第一は介護クーポンを活用した在宅介護需給安定事業。二点目は要介護者に対する情報提供。三つ目が介護労働者に対する職業講習。四つ目が事業主等に対する雇用管理研修等である。介護クーポンを活用した在宅介護需給安定事業及び介護労働者能力開発事業は、平成6年度から新たに行う。</p>
<p>【平成4年5月14日第123回国会参議院労働委員会会議録第7号29頁】 ・労働大臣 平成4年4月15日第123回国会衆議院労働委員会会議録第4号30頁と同旨の答弁</p>	<p>【平成6年10月20日第131回国会参議院国民生活に関する調査会会議録第2号8頁】 ・労働省職業安定局長・障害者対策部長 主として福祉マンパワーの確保に関し、また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく指定法人である介護労働安定センターにおいて、介護労働者の雇用管理の改善、福祉の増進、能力の開発向上等を図るために、民営の職業紹介団体と企業との提携を促進しながら、介護クーポンという制度により企業の従業員介護需要に対応する民間の介護労働力の供給を促進するために、介護福祉助成金を支給している。また、介護労働者自身の技能向上を図るために、職業講習もこのセンターで実施している。さらに、介護労働者の雇用管理全般の改善のために、いろいろな相談援助や、それに係る介護労働者雇用管理改善等助成金を支給していて、平成7年度においても、これらの施策の着実な実施とともに、特に介護クーポン制度に係る介護福祉助成金を拡充したい。</p>
<p>【平成4年5月19日第123回国会参議院労働委員会会議録第8号6頁】 ・労働省職業安定局長 この法案においては介護労働安定センターの行う事業等により介護労働者の福祉の増進を図ることとした。</p>	<p>【平成7年2月15日第132回国会衆議院労働委員会会議録第3号15頁】 ・労働省職業安定局長 介護クーポン制度は、提携先である企業及び利</p>
<p>【平成4年5月19日第123回国会参議院労働委員会会議録第8号19頁～20】 ・委員 介護労働安定センターの中で相談援助業務がある。事業主や職業紹介事業者、そういった人たちが来たときに相談援助に応じるので、雇用の改善、雇用管理の改善のため、そういった相談に応じてするが、不満を言って訴えに行った介護労働者はだめかということになるかと思ったが、安定局長の答弁は、そういう人たちも相談に応じると言った。 ・労働省職業安定局長 事業主に対する雇用管理の指導援助をしようと思っているが、介護労働安定センターにおいて、家政婦のいろいろな苦情も受け付けて、労働省とも連携しながら紹介所を指導していくことをしたい。加えて、利用者である個々の家庭の人々のいろいろな苦情、希望もあるから、そういうものも受け付けて事業の改善の材料にしていきたい。</p>	
<p>【平成5年4月23日第126回国会参議院国民生活に関する調査会会議録第4号4頁】 ・労働省職業安定局長・障害者対策部長 介護労働安定センターは、介護労働者の福祉の増進に関する支援機関として指定して、介護労働者の福祉の増進を図るための援助事業、具体的には民営職業紹介所を通じて働く家政婦等の病気とか負傷に対するの援助を行うための事業、介護労働者の雇用管理研修助成金、介護労働者福祉施設助成金の支給、あるいは介護労働者の求人がある場合に職業紹介事業者を紹介する、それに関する情報提供をするといった事業を行っている。</p>	
<p>【平成5年4月28日第126回国会衆議院労働委員会会議録第10号4頁】 ・労働省職業安定局長 介護労働安定センター等が新しく発足したので、その安定センター等の実施する助成、融資制度を活用しながら、できる限り雇用管理の改善を事業主をお願いしたい。</p>	
<p>【平成5年10月27日第128回国会参議院国民生活に関する調査会会議録第1号13頁】 ・労働省婦人局長 介護労働安定センターは、平成4年度に介護労働者の福祉の増進に関する総合的な支援機関として指定した法人で、これを通じてさまざまな事業をしている。介護労働者雇用管理研修助成金及び介護労働者福祉施設助成金は介護サービス業を営む事業主に対して支給していて、前者はその企業での介護労働者に関する雇用管理の担当者に対する研修を促進するためのもので、福祉施設助成金は、介護労働者に</p>	

用者である勤労者が都市部に多く集中していて、地方に比較して都市部において果たす役割が大きくなるを得ない面もある。当面、この介護クーポン制度は、将来在宅介護の分野への家政婦の職域を拡大するための有効な施策として普及したい。現在、全国的にこの提携促進のための周知を図っている。介護労働安定センターの支部においては、制度周知のために、昨年12月5日現在で、全国で8,522人の企業関係者を集めて、194回にわたり説明会等を開催し、周知に現在努めている。

【平成8年2月27日第136回国会参議院労働委員会会議録第3号19頁】

・厚生省社会・援護局施設人材課長 労働省の所管の法人で介護労働安定センターがあるが、ここでの家政婦の講習、これをホームヘルパー二級の講習で指定することなどを通じて、いろいろな形で連携を図っている。

【平成8年4月9日第136回国会参議院労働委員会会議録第4号30頁】

・労働省職業安定局長 労働省としては、仕事を失った家政婦と介護労働力を求める社会のニーズ、その双方に対応して今後も家政婦が介護労働力として活躍できるように、家政婦を対象とした介護労働安定センターにおいて実施しているホームヘルパー二級研修相当の講習の充実などにより家政婦の資質の一層の向上を図ることあるいは企業との連携による介護クーポン制度の普及を通じての在宅介護分野での家政婦の活用の促進等の施策を積極的に推進している。

【平成9年10月28日第141回国会参議院厚生委員会会議録第4号24頁】

・労働大臣官房審議官 介護雇用管理改善法は平成4年に制定された。介護労働者の福祉の増進を総合的に進めていく総合的な支援機関として介護労働安定センターを指定して、労働大臣が福祉の増進を図っていく等の内容である。

・委員 労働省では、介護雇用管理改善法に基づき介護労働者の福祉の増進を支援する機関として介護労働安定センターを指定しているが、このセンターは具体的にどのような活動を行っているか。このセンターの事業の実施状況について行政監察の勧告が出されたが、それらのセンターの目的とするところは今日の重要な課題である少子・高齢社会への対応という点でも重要である。このセンターをより積極的に活用していく必要があるのではないかと。

・労働大臣官房審議官 介護労働者の雇用管理の改善は大変重要である。雇用管理の改善のための相談、援助をしたり、あるいはセミナーをしたり、研修を実施したり、講習をいろいろな形で受けた際の助成金を支給したりもしている。介護労働安定センターは、まさにそういったものを総合的に実施するという点で施策を展開している。特に、介護についての研修は、介護労働者を育てていく上で非常に重要であると考えて、平成6年から厚生省とも相談してホームヘルパー養成研修の二級課程、それから三級課程の指定も受けて介護センターで業務を進めている。このセンターについて行政監察等の指摘も受けているが、指摘を十分受けとめて、非常に重要な介護労働力の確保あるいは福祉増進にさらに改善をしながら努めていきたい。

【平成10年2月25日第142回国会参議院行政機構及び行政監察に関する調査委員会会議録第1号9頁】

・総務庁行政監察局長 昨年6月に勧告した介護労働者の雇用管理の改善ということで、介護労働者の雇用助成金支給事業の廃止など、介護労働安定センターの雇用福祉事業の抜本的な改善という勧告をしている。

【平成10年3月13日第142回国会衆議院労働委員会会議録第3号6頁】

・労働省職業安定局長 介護労働安定センターによる介護業務に従事するための必要な研修の実施等を行っている。

【平成10年3月13日第142回国会衆議院労働委員会会議録第3号22頁】

・労働省職業安定局長 介護労働安定センターにおいて研修等を重点的に行っているところで今後恐らく高齢化社会の中でさらにこの分野は伸びていく、伸ばすべきではないか。具体的な支援について介護保険法の施行という新しい環境で例えば家政婦紹介所あるいは家政婦がその経験や知識を生かして一層の力の発揮ができるようにどういった助成をしたらいいか介護労働安定センターによる支援の強化策などについて今後さらに検討したい。

【平成10年10月8日第143回国会参議院労働・社会政策委員会会議録第9号4頁】

・労働省職業能力開発局長 介護関係の職業能力開発は、財団法人介護

労働安定センターにおける研修も実施している。

・労働省職業能力開発局長 現に介護に従事する人々もいろいろな段階の人々がいる。ホームヘルパーも級が分かれて、介護労働に現に従事している人々の訓練も行って、一つは公共職業能力開発施設において、介護労働安定センターにおいても現に従事している人について研修を実施している。

【平成11年2月10日第145回国会衆議院労働委員会会議録第3号22～23頁】

・委員 現場において介護労働安定センターが動いている。これは全国展開しているから、ぜひ介護労働安定センターの力を上げて、厚生行政に対して積極的な働きかけを願いたい。

・労働省職業安定局長 家政婦紹介は、家政婦紹介所の団体があり、全国的な組織としても介護労働安定センターがある。それぞれちょうど今岐路に立っていて、この紹介所の運命もこれからというところで、団体を通じ、あるいは介護労働安定センターを通じて、今後の対応についていろいろと指導をし、あるいは介護労働センターから各団体についてもいろいろな指導をしている。時代の流れにおくれないように、介護センターあるいは団体について、いろいろな助成・援助・指導を行っている。

【平成11年7月19日第145回国会参議院予算委員会会議録第10号40頁】

・労働大臣 労働省としては、特に介護の分野について、介護労働安定センターにおけるホームヘルパーの養成研修等の施策を講じて、福祉分野における雇用の拡大策の促進に努めたい。

【平成12年2月24日第147回国会衆議院労働委員会会議録第2号27頁】

・労働大臣 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について。労働大臣は、介護労働安定センターに雇用保険法の雇用安定事業等の業務並びに介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対する教育訓練の業務を行わせることとする。平成12年4月1日から施行する。

【平成12年3月10日第147回国会衆議院労働委員会会議録第3号2頁】

・労働大臣 介護労働安定センターの事務能力を進めるため、現在、本部に27人いるがこれを31人に増員したい。各県にある支部について、5人のところは6人に増員したい。7人のところは8人に増員したい。早急に体制を整備したい。これらの業務は、今日まで、県だとか労働省関係の職安で相談していたが、こういう関係の調整をどう行おうかが、この法律改正後、円滑に実施されるかどうかが問題である。介護労働安定センターの各都道府県支部、各都道府県の福祉関係の部局、都道府県の担当課、各都道府県労働局職業安定部局をメンバーとする雇用管理連絡会議を定期的に開催したい。

・委員 介護労働安定センターは本当に大丈夫か、この支援措置の核になる、かなめである介護労働安定センターが本当に機能するかどうか、今までの経緯も含めて大変心配していたが、機能強化のためにスタッフもふやす、あるいは福祉関係ともしっかりと連携を広げることをぜひともやってほしい。

【平成12年3月10日第147回国会衆議院労働委員会会議録第3号5～7頁】

・委員 認定事務は都道府県知事、認定事業主に対する教育訓練、給付金などは指定法人たる介護労働安定センターと、実に事務は錯綜しており、ワンストップサービスの原則を大いに損なうということになりはしないか。

・委員 当初、労働省は、介護労働安定センターで認定、給付などの業務を一元化する構想であった。しかし、それでは認定事務を自治事務とすることを認めた地方分権推進委員会の態度と矛盾を生まう。そのため、制度的な矛盾を承知で本案を性急に提出したと仄聞せざるを得ない。

・労働大臣 改善計画の認定は、業務の一元化の観点から、介護労働安定センターに行わせるため、国の直接執行事務とするという考え方も選択肢の一つとしてあることは、指摘のとおりである。しかし今回の改正法案は、介護保険法の施行等に伴い、労働者の雇い入れが見込まれる本年4月1日には施行できるように期日を守ってやる必要があること等から、早急に法案を提出できるよう、4月1日に施行される地方分権一括法の考え方を基礎に事務を整理して準備を進めてきた。

・労働大臣 各都道府県の改善計画認定担当課、労働局職業安定部、介護労働安定センターをメンバーとする協議会をつくり、国の介護対策、

介護分野における雇用対策にかかわる情報提供を行うとともに、各地域の実情についての情報交換を行うなどして、関係機関間の緊密な連携を図ってきたい。

・労働省職業安定局長 今回の改正において、介護労働安定センターでホームヘルパーの二級、三級を中心にかかりの人の養成を行おうと考えている。

【平成12年3月10日第147回国会衆議院労働委員会会議録第3号10頁】

・労働省職業安定局長 特にホームヘルパーを中心とした介護労働者の育成事業が大変大きな課題であり、介護労働安定センターにおいてこの事務を扱うことにしているが厚生省においてもこれらについて育成事業をしている。

【平成12年3月10日第147回国会衆議院労働委員会会議録第3号12頁】

・労働事務次官 今回の法改正により、介護労働安定センターで新たに創設される助成金の支給対象事業主を把握して、新たに創出された雇用機会に関する情報が集約されることになるので、これらに基づき一層の需給調整機能を充実させたい。介護分野における円滑な労働力需給調整を行っていくためには、地域の介護事業者の事業内容等に関する情報交換など、公共職業安定機関及び民間の家政婦紹介所が相互に協力するというようなこと、また、介護労働安定センターとの間においても、教育訓練の受講や求人情報等に関する情報の相互交換を綿密に行っていくことが効果的であるので、今回の法改正を踏まえて一層の充実を図っていく方針を進めたい。

【平成12年3月10日第147回国会衆議院労働委員会会議録第3号15頁】

・労働大臣 助成措置の運営主体である介護労働安定センターに設置する相談窓口において労働者からの賃金水準に関する相談を受け付け、事業主に対し標準的な賃金額の情報を提供すること等により、賃金水準の改善について助言を行いたい。

【平成12年3月21日第147回国会参議院労働・社会政策委員会会議録第4号1頁】

・労働大臣 平成12年2月24日第147回国会衆議院労働委員会会議録第2号27頁と同旨の答弁。

【平成12年3月23日第147回国会参議院労働・社会政策委員会会議録第5号9～11頁】

・労働大臣 中心になって介護の助成等をする介護労働安定センターに介護労働に関する相談窓口があるが、ここで、労働者からの賃金水準等の相談を受け付け、事業主に対し標準的な賃金額に関する情報提供を行いたい、これによって適正な賃金水準の維持について、不適切なところに対しては改善の助言を行いたい。

・委員 福祉重点ハローワークと介護労働安定センターとの連携が従来必ずしも円滑でない、不十分だという声がある。それに基づき、附帯決議の中でも、この十分な連携を図ることが挙げられている。今後は、介護保険の実施もあり、十分な連携が不可欠と思われる。この介護労働安定センターがこれからの介護分野における労働力の確保、また良好な雇用機会の創出、そしてまた能力開発、労働者の福祉増進のための諸施策を担うことになることも踏まえて、これら支援措置にかかわる事業主の求人情報を福祉重点ハローワークへ提供するなど、両者の連携を強化し、迅速で的確な労働力需給調整を図ることが大事だと考える。今後の十分な連携をどう確保するのか、その対応策を示してほしい。

・労働事務次官 ハローワークと介護労働安定センターとの連携が不十分、余り必要がなかったというか、そういう状況にあったことは事実であった。しかし、今回の改正により、対象事業主も社会福祉法人も含めた民間法人一般に広くすることにしたり、また対象者も家政婦中心ではなくて、離職者を中心にした、重点を置いた能力開発体制にしたので、当然紹介に当たってはハローワークとの連携が何よりも大事で、また能力開発についても離職者の訓練指示等はハローワークを通じて行うことになり、両者の連携の中でというよりも一体的な運営を目指して今後この施策を進めていきたい。

・委員 県に各1つずつのこの福祉重点ハローワークだけではなくて、一般のハローワークも介護労働安定センターと連携をとることにより福祉労働力の需給調整の後押しになるのではないかと。一般のハローワークがより自由にまた積極的に福祉労働力の需給調整に対応できるようにし

た方がより効率的であり、また介護保険の事業主体である各市町村にとっても非常に便利になるが、これからの方向性として、一般のハローワークと介護労働安定センターとの連携についてはどのように考えるか。

・労働大臣 非常に新しい分野で新しい組織で、特に政府内部、自治体との関係がいかに円満に遂行するかが一番大きな問題である。権限は、この法律は改善計画の認定が基本になっていて、認定権限は実は都道府県が持っている。助成金の支給は介護労働安定センターですることになっていて、ワンストップサービスの何となく一元的にできないかと、県の認定に際しては介護労働安定センターと一緒に同じ条件で、トラブルを起こさずに一定の条件で認可、認定ができるようにしたい。この法律が通れば直ちに安定センターと都道府県の連絡会議を本県で実施して、こういう運営でやってほしいと依頼したい。介護センターでは、教育訓練、職業紹介とハローワークとの関係であるが、例えば教育訓練では、介護労働センターあるいは公共職業能力開発施設、社会福祉協議会あるいは民間教育機関、こういうふうに分離しているが、連携をとり、特に介護労働センターにおけるヘルパーの教育訓練は中核的にしたい。介護の職業紹介は、安定所にもどンドン来るからいろいろなことをするが、安定センターでもいろいろな情報を持っており、この連携をしっかり保たせたい。市町村との関係も協議会等の連絡体制をぜひとりたい。特に、県に1つしかセンターがないので、非常に地域の広いところには、そこまで来なければならぬ。介護に参画する人の立場を尊重して、そういう形の協議会あるいは連絡会等の調整をきちんとしたいと考えている。

【平成12年3月23日第147回国会参議院労働・社会政策委員会会議録第5号13～16頁】

・委員 現行制度の発足以来、雇用管理の改善計画の申請、認定、また実際にこれが支給されたのが6件である。47都道府県の大半が1件もこういうのを取り扱っていない。この認定を条件とした助成金の支給は利用実績が上がっていないが、現行法制定の参議院審議の中で附帯決議がされ、「本法に基づく各種助成・援助制度については、介護労働者の雇用管理の改善が確実に促進されるよう適切な運用に努めること。また、介護労働安定センターについては、その業務が適切に行われるよう、十分指導すること。」とされているが、この趣旨が全く生かされていないのではないか。

・労働大臣 現行の法に基づく助成措置の実績は極めて低調である。原因として考えられることは、助成措置の内容が労働者の福祉の向上を目的としたものに限定されていること、また、介護労働者福祉施設助成金の支給対象事業主について、現在介護サービスの中心的な運営主体である社会福祉法人が除外されている実情がある。従来は、雇用管理改善計画の提出は都道府県に、実際の支給申請は介護労働安定センターに別個に行うなど、事務が複雑であったり、周知広報が行き届かなかった点もあった。したがって、今回の介護労働者法の改正に基づくいろいろな助成措置の運用に当たっては、介護労働安定センターと都道府県が密接に連携し、ワンストップサービスという形で本件が処理できないか。認定権限は都道府県にあるが、都道府県に出す前にセンターで十分相談してもらおう。センターとして大体これは条件に合っているものは都道府県でも同じに取り扱う。事前に都道府県の認定条件と、それから介護センターでそれを受けるときの、これでいいという条件を一緒にする形で、ワンストップサービスの効果を上げたい。

・労働省職業安定局長 助成事務等の簡素化は、基本的には現行法と同じように雇用管理の改善計画の認定そのものは都道府県知事が行い、その認定がおりた段階で介護労働安定センター、各県支部が支給事務を行う、助成事務を行うが、実際の運用としては、介護労働安定センター、各県支部において助言、相談等をしながら適正な計画ができるように指導していく、その結果できたものは、センターとしての意見を付して知事に、要請があればまたセンター自身で知事に送付する手続もしようと考えている。各安定所等との関係は、この事務は介護労働安定センターがすることにしてるので、事務は県一つの支部で担当するが、請求者、申請人から郵送でセンターに送ることはできるようにしたい。新しい制度で、少なくとも滑り出しにおいては、いろいろその計画の規定の仕方などについては、できるだけセンターで事前に相談をした方がその後の

事務処理としての確にいくと思うが、手続としては郵送でもでき、知事への送付もセンターから送付する等して、実質的には介護労働安定センターの各県の支部でワンストップサービスの提供に心がけていきたい。

・労働省職業安定局長 中小企業労働力確保法と同じ仕組みにしているが、改善計画の知事の認定に当たっては労働組合等の意見が必要とされていないが、介護労働安定センターに助成措置を申請するその段階においては、労働者の過半数を代表する組合があればその意見、ない場合には従業員の過半数を代表する者の意見を付して申請することとしている。

・労働大臣 介護労働安定センターにおける相談は、いろいろな調査をする・補助金も出すということで、一番情報をまとめてとることができ適正な判断ができるのはこの安定センターではないかと考えていて、またそうやってほしいので、安定センターがいろいろな事業主に対しても、あるいはそこで働く労働者に対しても適正な助言等が行われるようにしたい。

・労働大臣 その他の条件は、当然労働基準監督署等は、一般の雇用条件と同じように時間外給与あるいは深夜労働等当然であるが、こういうことも含めて介護労働安定センターで十分に実情を調査し、被雇用者、労働者はもちろんであるが、適正な運用がなされるように事業主に対しても適切に助言等を行いたい。

・委員 介護労働者のとりわけパートの労働者に対しては、介護労働安定センターによる教育訓練によるキャリアアップが将来非常に重要になる。将来こういう仕事は専門職化していかなければいけないから、教育訓練の内容、具体的なカリキュラムの立て方は非常に大きく重要な意味を持つてくるが、介護労働安定センターによる教育訓練の実施はどのように取り組むのか。

・労働省職業安定局長 今回の改正により、介護労働安定センターでホームヘルパーの二級、三級の養成訓練を行うことにしている、離職者や在職者に対して訓練を行うことにして3万人を当面計画している。

【平成12年10月31日第150回国会参議院労働・社会政策委員会会議録第1号19頁】

・労働省職業安定局長 現在、二級、三級のホームヘルパーを中心に年間2万人ないし3万人介護労働安定センターで研修を行っている。

【平成13年3月30日第151回国会衆議院労働・社会政策委員会会議録第8号10頁】

・委員 旧労働省も、介護労働安定センターでホームヘルパーなどの養成、これはある意味で、福祉という観点ではなくて雇用対策ということについてだと思う。確かに、痴呆ケアスタッフには長年の経験も必要であるが、同時に、非常に足りていない。片や失業者がふえて、片や痴呆の専門スタッフが非常に足りていない現状において、介護労働安定センターを含めた再就職、リストラに遭った人々、男性、女性でもできる仕事、しかし、きっちりとした研修が必要な仕事で、そういう雇用対策として、再就職のための支援として痴呆介護者研修を幅広くしてもらいたい。

・厚生労働副大臣 介護労働安定センターを中心にしっかりと取り組んでいきたい。

【平成14年5月22日第154回国会衆議院決算行政監視委員会会議録第8号16～18頁】

・委員 介護労働安定センターは、高齢社会の到来で需要が高まる介護サービス技能を養成するためと聞いているが、介護サービス技能を高めるためになぜ公益法人でなければならなかったのか。国の直轄事業あるいは独立行政法人として各県や市町村や民間と連携して推進する方がよいと思われるが、公益法人として事業を始めた根拠は何か。

・厚生労働省職業能力開発局長 介護労働安定センターは、高齢時代を迎えて、介護関係業務の労働力需要が非常に増大しているのをつくった。介護労働者の雇用管理の改善等の業務である。本来、企業経営あるいは労使関係に直接かかわる問題でもあること、もう一つは、介護業務が身体にかかわるという性質上、専門知識を持った人が現場の状況を見て対応することで、専門的なノウハウをむしろ民間が持っている点に照らして行っている。きちんとそれが行えるように、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律、平成4年にできた法律であるが、それに基づき、国にかかわってやっている。

・委員 身体的なことが専門的な知識を必要とすることで公益法人とい

うのは、意味がわからない。公益法人ではなくて国が、そのような大事な仕事ならばやはりヘルパーの講習、養成をする責任があるのではないかと、そこがなぜ公益法人かがわからない。ホームヘルパーの資格を与える講習をその公益法人では実際にやっているという話であるが、その対象者とか講習の内容、料金の設定などはどうなっているのかという点が、非常に疑問に思う。公益法人がする場合と他の養成機関がする場合とでは非常に差があるのではないかとと思うが、公益法人でしている仕事の内容について説明してほしい。

・厚生労働省職業能力開発局長 介護業務が身体にかかわる専門的な業務であることのほかに、介護労働者の雇用の管理、きちんとした労働条件で、きちんとした働き方でもってそれが行われるかを間に入ってうまくマネージすることで、このセンターがつくられている。このセンターが行っている事業の一つに、介護で働くホームヘルパーの研修がある。その対象は、最近の状況を見ると、主として離職者である。他のいろいろな公益法人の中でも、この法人以外でもそういう介護研修をしているところはあるが、その違いは、端緒がハローワーク等にあるという点である。

・委員 介護労働安定センターで、特に雇用創出という意味で力を入れているが、介護労働安定センターのホームページを見て、介護サービス業務に従事する技能を高めるための申請者数は非常に少ない。平成12年度、全国で1,464人しかいない。しかも、合格者が939人という少ない数である。例えば、ホームヘルパーの養成研修修了者は、平成3年から13年度までに長野県内だけでも2万2720人いる。長野県にも介護労働安定センターの支部があるが、支部は平成12年度実績だけで217人である。県全体では平成12年度では5,426人がこの認定を受けている。この全体の数からいくと、介護労働安定センターを訪れて研修を受ける人は4%しかない。96%は市町村とか社会福祉協議会のような団体が実施している状況になっている。しかも、このセンターでは、認定講習が無料で、資料代だけ取っているが、ほかの事業者の実施者を見ると、大体受講料は2万円から、多いところでは8万円くらいかかっている。ハローワークを訪れるか訪れないかということ、本当に今失業していてホームヘルパーの資格を受けようと思う人は違う。例えば女性の場合は、実際には失業して、そして各市町村やあるいは社協を訪れて、そういう資格の講習があるかどうかを聞いて受ける方が圧倒的に多い。介護労働安定センターがこういうことをしていることをほとんど知らない。せっかくこういう事業をしているのであれば、もっと宣伝しなければいけないし、既に、せっかく受ける人が、片方は2万円とか8万円、片方はただというのは、国の制度を使うとしたら、これは絶対におかしい。実はこのセンターの収支を見ると、平成12年度で収入合計が113億6550万円という大変大きな額になっている。しかも、政府の交付金が、そのうち108億円と、介護労働安定センターの全収入の95%を占めていて、大半が国の事業となってもおかしくない。108億円という大きな予算をかけながら、実際にやっている仕事は、ほかにもあると思うが、本当にこの介護労働の雇用を創出させるためならば、平成2年から12年まで合わせても31,000人、平成12年度で939人では、本当にこのお金がどこに使われているのか疑問に思う。

・厚生労働省職業能力開発局長 介護関係の研修、訓練としては、ウエートは小さい。離職者にできるだけ早くそういう場に行ってもらうことを主眼としている。離職者のできるだけ早い再就職を目指していることで、平成4年度から12年度までの状況で、二級で5万6千人、三級で3万2千人の計8万8千人である。たくさん金を使っている、これは、確かに実は、介護の講習以外にも事業所に対して、雇用管理のために108億円の半分くらいは、雇用管理の相談指導とともに、その事業所で抱える介護労働者のいろいろな雇用の安定でしている。限定的にそういう必要最低限のところまでしていくべきであるが、公費の比率がたくさんになっている。この点は改善をして、できるだけ自前で事業をする、いわば有料の介護研修も取り組んでいく。ただ、余りやり過ぎると、これはまた民間事業者もたくさん取り組んでいるので、その辺の兼ね合いも見ながら取り組んでいきたい。

・委員 介護の問題に関して、こういう公益法人で予算を使って、そして介護の雇用創出とか介護労働者の安定に使われることはよいが、公益法人がかかわった部分は100億円の金も使えて、そうでない事業者あるい

はそうでないホームヘルパーたちは、こういう恩恵には一切浴していないところが非常に不公平ではないか。国民の税金をこれだけ充てるわけで、公平の原則に基づいたら、各県に、こういう介護労働安定センターが行う事業、そして、この事業をより多く利用してもらうためには、もっとハローワークに来てもらうことを指導する等が大事である。失業している人が全部ハローワークへ行っているのならよいが、そうではない。公益法人となると、一般の人は何のことだかよくわからないので、やはりもっと国がかかわるべきではないか。平成13年度はもっと金がふえていた。135億2,600万円、またふえた。これを都道府県当りに換算すると、1つの県で約2億9千万円になる。これだけの金をもし各県に交付すればもっともっと有効に使えるし、長野県の場合、受講者は平成13年度が4,486人いた。2億9千万円を割ると、1人当たり6万4,000円も使える。そういう意味では、公益法人の介護労働安定センターが本当に目的を達成しているかどうか非常に疑問である。公益法人の支出の内容を見ると、会長1人、理事11人、監事2人。そのうち常勤の役員は一体何人いるのか、その中で天下り役員はどのくらいいるのか、どこから天下りしているのか、役員の報酬、年収はどのくらいになっているのか、退職金はどのくらいか。

・厚生労働省職業能力開発局長 介護労働安定センターの場合は、今後、できるだけ無料でない部分も取り組んでいくことも必要であると思っ
ているが、公益法人ということできちんとやっていきたい。このセンターの役員は15人で、常勤が4名。4名のうち、理事長、専務理事、監事の3名が旧労働省OBである。年収は、理事長が1,657万円等である。退職金は、今般、退職金の取り扱いを強化して、在職期間によって異なるが、任期2年とした場合に、理事長であれば583万円、専務理事558万円である。

・委員 平成12年の役職員の給料を調べてみたが、役職員が全部で1億3,516万円、退職金積み立てが2,980万円、退職金が3,280万円、合計1億3,516万円近い金がこの公益法人の予算の中で使われている。なぜ公益法人にしなければならないか理解できない。こういう仕事をやる以上は、透明性の高い独立行政法人に改めるべきではないか。公益法人でこういう資格取得の仕事あるいは雇用創出の仕事をしているところは、この介護労働安定センターのほかにあるのかわからないが、余りたくさんはないのではないか。透明性を高くして、だれもが恩恵を受けられるようにするためには、公益法人ではない方がよいが、公益法人のこれからの改革の道筋として、介護労働安定センターをどういうふうにしていこうと考えているか。

・厚生労働省職業能力開発局長 介護労働安定センターの担当は限られている部分で、他の民間の会社も含めて、大いに介護分野はまだヘルパーが必要である。介護労働安定センターは、離転職者にできるだけ早く職についてもらい、家族のためにもやってもらおうということであるが、公益法人であり、また役員に対しても、トータルとして出している交付金の一部が充てられている実態があるので、特に旧労働省から行っている職員の給与にそういう国の金が行くことのないように、それは自主努力でやっていくように、きちんと範囲をわきまえて取り組んでいきたい。

・厚生労働副大臣 介護ヘルパー、介護分野の労働者にとって本当に魅力ある職場にしなければいけないから、ヘルパーの定着促進を図るためにも、介護労働者の雇用管理改善を積極的に進めていく必要がある。介護労働安定センターは、介護分野の事業主や労働者を対象に、雇用管理の実態を業務ごと、地域ごとに把握して、必要な情報提供を行うとともに、雇用管理の改善に関する相談援助を実施している。収入のうち、国からの交付金の割合が高くなっているが、今後においては、本年3月に閣議決定された公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画の趣旨に沿って、交付金の割合を引き下げていくとともに、実施事業の拡大に努力していく。

【平成14年11月14日第155回国会衆議院決算行政監視委員会会議録第2号15～16頁】

・委員 厚生省の管轄の公益法人で介護労働安定センターがあり、100億円も一般会計から出ているので非常に驚いた。介護労働安定センター元職員から厚生労働省職業能力開発局特別訓練対策室に要望書が出されていて、その内容は、平成11年度の出勤簿に、職員が9人いるが、かなり多くの空出張印が押されていたこと、その出勤簿が二重帳簿になっ

ていたこと、勝手に職員の印鑑を不正に押し出張をふやしていたこと、その出張旅費で生み出された金を飲食費に使われていたことが出されていた。1年間で9人の出張回数が864回で、200日の労働時間、労働日数とすると、2日に1回はみんな9人が出張していることになるので、これは本当におかしい。要請書に基づいて調査が行われているのか。

・厚生労働大臣官房審議官 要望書は、厚生労働省へ提出されている。この要望書を提出した本人と電話連絡あるいは直接面談という形で状況を聞いた。現在、要望書を提出した本人の意向を踏まえて、指摘の事項についての事実確認等について、財団法人介護労働安定センターに指示して調査を行っている。

・委員 平成11年度で、そんなに大きい支部ではないから、調べればすぐわかる。国民の貴重な税金で、金の問題ではなく、不正な行為が行われていることが事実であれば、きちっとしなければいけないし、介護労働安定センターは余りにも金がたくさん行き過ぎていて心配だと思っ
ていたが、1支部でこういうことが行われているかどうか問題だと思っ
ている。こういうことが行われていることは、ほかの支部でもあり得るのではないか、毎年の会計検査あるいは業務検査はきちんとしていく必要があるし、調査の必要がある。公の施設であるから情報を開示しながら公明正大に、だれに聞かれてもわかるような、そんなセンターにしていかなければならない。このセンターは余り意味がないし、公益センターにしないとも、ヘルパーのいろいろな資格を取る講習は全国各地で、各自治体でやっているから、そこにもっと力を入れた方がよい。調査結果が出たら知らせてほしい。当該支部だけでなく、全国にある支部の検査もしてほしい。

【平成15年5月13日第156回国会参議院厚生労働委員会会議録第12号10～12頁】

・委員 介護労働安定センターは介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料の収集及び提供をするが、補助金割合93.2%で、理事を見ると、14人中6人までが同じく労働省OBである。

・委員 役員報酬についてもかねてから指摘をされていて、1人2,000万円近くの役員報酬を補助金で出していることが指摘された。今回、役員報酬に対する助成は一律に廃止することが決められたが、全国労働基準関係団体連合会、介護労働安定センターあるいは産業雇用安定センターは、一律に廃止をされたにもかかわらず、まだ国の補助金によって役員報酬を支出している。早急に廃止しなければいけないのに措置ができなかったのか。

・厚生労働省労働基準局長 介護労働安定センターは介護労働者の雇用管理改善等の事業を国に代わって実施している法人で、この円滑な業務執行を維持しつつ、独自財源の確保により役員報酬助成の廃止が可能となるよう、まず平成14年度には常務理事1名、それから理事長について廃止して、平成15年度には専務理事及び監事についての役員報酬に係る助成を計画的に廃止することで現在進めている。

【平成17年4月15日第162回国会衆議院厚生労働委員会会議録第16号28頁】

・厚生労働大臣 介護労働者の労働条件は、財団法人介護労働安定センターの行う実態調査や、労働基準監督署における監督指導等を通じて実態を把握しようとしている。

【平成17年6月7日第162回国会参議院厚生労働委員会会議録第22号37頁】

・委員 介護労働安定センターで登録型ヘルパーの研究会報告が出された。

【平成17年6月7日第162回国会参議院厚生労働委員会会議録第22号39～40頁】

・委員 改善計画は多岐にわたっていてその最後によいことが書いてある。厚生労働省、都道府県労働局、公共職業安定所、都道府県、市町村、公共職業能力開発施設、介護労働安定センター、独立行政法人雇用・能力開発機構、福祉人材センター、福祉・医療関係の法人及び団体等がそれぞれの長所を生かし、互いに密接な連携を取る。労働環境の実態把握も弱いと思う。介護労働安定センターの調査もそれなりに評価するが、そこだけでは無理である。

・厚生労働省職業安定局長 介護労働者の労働環境についての実態調査は、介護労働安定センターが毎年12月ごろ調査して、6月ないし7月ごろにその調査の結果を出す。16年度の、昨年12月ごろ実施した速報が来て

<p>いる。</p> <p>・委員 介護労働安定センターを通じて、助成金の関係も、研修も含めてたくさん行われている。その助成金がどうなっていてどう有効か。非常に乖離も大きい。予算を組んでもなかなか織り切れない。助成金も今回の見直しの中で一回抜本的に見直すべきではないか。</p>
<p>【平成17年6月9日第162回国会参議院厚生労働委員会会議録第23号28頁】</p> <p>・厚生労働省職業安定局長 介護労働安定センターの活動は、介護労働、計画がある。指針等で国が様々な事業を実施することになっているが、それを国に代わってやる。雇用管理という面から経営者あるいは事業者には様々な情報を提供したり研修をする、相談を受ける、さらに働いている介護労働者からも直接相談を受けるという意味では、我が国唯一の団体という位置付けをしている。介護労働の範囲が一般の法改正その他によって更に広がるわけで、事業者あるいは労働者の様々な疑問もまた多くなる。今度また計画の改定もあるので、新しい位置付けについて十分検討をしていきたい。</p> <p>・委員 今回、介護保険法の改正が終わると同時に、この後、介護雇用管理改善等計画が、もう一回見直しをしてきちんと作られる。そうすると、その実行の責任が介護労働安定センターに下りる。ここの施策ももう一回、予算の組み方も非常に乖離の部分もある。調査されているが、もう一歩突っ込む、横を超えてもう一回つないで本当に動いてほしい。</p>
<p>【平成20年4月28日第169回国会参議院決算委員会会議録第5号13頁】</p> <p>・委員 助成金によって取扱機関が異なる。25種類の助成金、奨励金の内容や被雇用者の種類によって取扱窓口が分かれている。財団法人介護労働安定センターなど5つに分かれている。</p>
<p>【平成20年5月15日第169回国会参議院厚生労働委員会会議録第11号26頁】</p> <p>・厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長 介護労働安定センターはインターネットを通じて事業者が雇用管理について自ら簡易に診断できるようなシステムあるいはそういう中で情報を入手できるシステムも今年度から運用を開始している。</p>
<p>【平成22年3月9日第174回国会参議院予算委員会会議録第8号2頁】</p> <p>・総務副大臣 財団法人介護労働安定センターは事業者に対して助成金を出す、この運営費、管理費等の割合が1.15倍、100万円を支給すればそれに掛かる経費が115万円と、もうまさにお役所仕事である。</p>
<p>【平成25年12月3日第185回国会参議院厚生労働委員会会議録第10号25頁】</p> <p>・厚生労働副大臣 公益財団法人介護労働安定センターにおいて、毎年、介護労働実態調査を実施している。介護保険サービス事業を実施する事業者を対象として、その中で介護サービスに従事する従業員の過不足の状況を把握している。平成14年から毎年この調査をしている。</p>
<p>【平成26年6月19日第186回国会参議院厚生労働委員会会議録第23号5頁】</p> <p>・厚生労働大臣 介護労働安定センターで雇用管理の改善とか、健康の確保、相談支援、さらには雇用改善、雇用管理改善、雇用環境改善に対するの好事例等々もしっかりと周知徹底をしていくという中において、会社もやはり離職されると困るので、いいサービスの提供できるような環境改善にしっかりと手伝って離職の問題にも対応したい。</p>
<p>【平成28年3月15日第190回国会参議院厚生労働委員会会議録第4号18頁】</p> <p>・厚生労働大臣 介護労働安定センターは、事業者に対して福祉・介護労働の現場におけるストレスなどを踏まえた働きやすい職場づくりについての相談援助を行っているから事業者による福祉・介護従事者へのメンタル面のサポート体制の充実にも寄与してこれを更にどう活用するのこともある。</p> <p>・厚生労働大臣 介護労働安定センターにおいては、事業者に対して介護労働の現場におけるストレスを踏まえた働きやすい職場づくりについての相談援助をしている。福祉人材センターに対して、地域産業保健センターあるいは介護労働安定センターの取組を周知して、それぞれの取組が有機的に連携されるように環境の整備を図らなければならない。</p>

国会会議録検索システムkokkai.ndl.go.jp/²⁾

4. 考 察

1) 介護労働安定センターの意義と課題

介護労働安定センターは1992（平成4）年に「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき設置された。この中で「介護労働者の福祉の増進を総合的に進めていく総合的な支援機関として介護労働安定センターを指定して、労働大臣が福祉の増進を図っていく」（平成9年10月28日第141回国会参議院厚生委員会会議録第4号24頁労働大臣官房審議官答弁）こととされている。介護労働安定センターは、労働省所管の公益法人であったが、2001（平成13）年1月の中央省庁再編によって厚生労働省所管となり、介護保険制度と同一の所管官庁となった。労働行政傘下であったものから厚生行政の一翼を担う組織としての性質が徐々に表れてきている。

もともと「家政婦の雇用の安定、環境の整備ということで、介護労働安定センターをつくり、ここを軸にしてその対策を推進していく」（平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号22頁労働省職業安定局長答弁）とされるように、介護労働安定センターは家政婦の雇用対策から出発している。また、「家政婦のイメージアップあるいは資質の向上を図っていきたい。具体的には、指定法人である介護労働安定センターにおいてさまざまな事業を行い、イメージアップを図る・社会的な地位を向上させていく事業を進めていきたい。」（平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号3頁労働省職業安定局長答弁）とされるように、家政婦のイメージアップを主要任務の一つとしていた。介護保険制度発足に伴い、介護労働を取り巻く環境が大きく変化したこともあり、この原点は忘れられがちである。

高齢化に伴う介護労働力増強の必要性が介護労働安定センターの存在意義となっている。例えば、「労働省としては、特に介護の分野について、介護労働安定センターにおけるホームヘルパーの養成研修等の施策を講じて、福祉分野における雇用の拡大策の促進に努めたい」（平成11年7月19日第145回国会参議院予算委員会会議録第10号40頁労働大臣答弁）としているように、労働行政の側から介護人材供給の方策として介護労働安定センターを中心に据えようとしていたことが窺われる。

介護労働安定センターがなぜ公益法人でなければなら

いのかについても問われている。政府は、根拠の一つとして「介護業務が身体にかかわるという性質上、専門知識を持った人が現場の状況を見て対応することで、専門的なノウハウをむしろ民間が持っている点に照らして行っている」（平成14年5月22日第154回国会衆議院決算行政監視委員会会議録第8号16頁厚生労働省職業能力開発局長答弁）とする。身体的なことが専門的な知識を必要とするので公益法人としたという説明にはやや明瞭ではないところもあるが、専門的知識を必要としていることと公益性が高いことから国の業務の委託先として公益法人を必要としたということと解釈できる。

介護保険法施行後、平成14年には公益法人改革との関係で介護労働安定センターの存在意義が問われている。平成14年5月22日第154回国会衆議院決算行政監視委員会では、補助金・組織体制も含めて議論されている。さらに助成金支給業務自体にかかる運営経費の多さも問題視されている。平成22年3月9日第174回国会参議院予算委員会では「財団法人介護労働安定センターは事業主に対して助成金を出す、この運営費、管理費等の割合が1.15倍、100万円を支給すればそれに掛かる経費が115万円」（平成22年3月9日第174回国会参議院予算委員会会議録第8号2頁総務副大臣答弁）であり効率的ではないことが政府自身により明らかにされている。

平成14年には、ヘルパー養成講習は、公益法人だけが実施しているわけではないにもかかわらず、公益法人が行う場合と他の養成機関がする場合とでは料金設定などに非常に差があることが問題となっている。政府は「離職をした求職者は、何とか早く能力開発をして再就職をしなければいけない」「従来より、無料で職業訓練をしている」「離職者等はできるだけ早くそういう形ではなければいけない」（平成14年5月22日第154回国会衆議院決算行政監視委員会会議録第8号17頁厚生労働省職業能力開発局長答弁）ということを説明し、かつ根拠として挙げている。

2) 労働者目線での介護人材マネジメントの必要性

介護労働者の権利擁護の視点も要する介護労働安定センターの課題の1つに介護労働者の直接意見が届いていない点が挙げられる。会議録中には運営に当たっては介護労働者の意見が反映されるべきだという質問に対して、そうした措置を講ずると返答がされている。また働

いている介護労働者からも直接相談を受けるという意味では、我が国唯一の団体という位置付けをしている、という答弁もされている。委員から「介護労働安定センターの企画、運営に当たっては介護労働者の意見が反映されて当然である」（平成4年4月24日第123回国会衆議院労働委員会会議録第5号15頁）という指摘がある。労働省職業安定局長の「介護労働者等からの苦情の処理の業務も行う」（平成4年5月19日第123回国会衆議院労働委員会会議録第8号10頁）答弁がある。労働大臣は「労働者からの賃金水準等の相談等を受付、事業主に対して標準的な賃金額に関する情報提供を行いたい」（平成12年3月23日第147回国会参議院労働・社会政策委員会会議録第5号9頁）と答弁している。厚生労働省職業安定局長から「働いている介護労働者からも直接相談を受けるという意味では、我が国唯一の団体という位置付けをしている。」（平成17年6月9日第162回国会参議院校正労働委員会会議録第23号28頁）と答弁されており、介護労働者の意見反映の必要性も高いことがわかる。しかし、介護労働安定センターホームページには雇用管理についての相談援助・情報提供のページがみられるものの、掲載されている図中³⁾の相談者は介護事業者とされ、介護労働者からの相談を想定していない作りとなっている。また、平成30年度事業報告書には相談実施件数が記載されているが、対象が事業者等とされており、事業者と労働者の相談件数が合計されている⁴⁾。

介護労働安定センターは毎年「介護労働者の就業実態と就業意識調査」という形で、介護労働者としての業務及び労働条件に関する問題意識を把握するように努めている。しかし、①対象者は介護分野の事業所で働く労働者が対象で離職者は対象外となっていること、②回答者の平均勤続年数は6年7ヶ月（平成30年度調査）と長期間であり現職に満足しているものが回答している可能性がある、③調査対象外の離職者が離職した理由などの労働条件に関する問題意識を把握できていない、といった限界がある。

水野（2019）は介護保険制度が国と地方自治体の介護責任の免責装置として機能し、そのしわ寄せとして介護労働者に劣悪な労働条件を強いている⁵⁾と指摘する。福祉事業の民営化に伴い、公から民間に事業運営の責任を全て委ねてしまい、その結果、介護労働者の労働条件

を低下させ、離職を引き起こす逆機能を見せている可能性も否めない。

介護労働安定センターが介護事業者に関連する業務を担うため、その目線が事業者に向かいがちなのは仕方がないが、介護労働者からの相談ニーズに対応することが求められる。介護労働安定センターは家政婦の就業条件の改善という原点に立ち返り、介護労働者の権利擁護に係る支援も求められる。

5. ま と め

介護労働安定センターは「雇用管理という面から経営者あるいは事業者に様々な情報を提供したり研修をする、相談を受ける、さらに働いている介護労働者からも直接相談を受ける」（平成17年6月9日第162回国会参議院厚生労働委員会会議録第23号28頁厚生労働省職業安定局長答弁）あるいは「事業主に対して福祉・介護労働の現場におけるストレスなどを踏まえた働きやすい職場づくりについての相談援助」（平成28年3月15日第190回国会参議院厚生労働委員会会議録第4号18頁厚生労働大臣答弁）を行うという重要な任務を有する団体である。課題は少なくないが同センター自身が謳うように「介護労働力の需要増大に対処し、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発・向上、その他の福祉の向上を図る」という介護人材マネジメントがこれからの社会に求められている。これまで積み重ねられてきた介護労働安定センターの議論をもとに増大する介護労働需要に応え、時代の変化に合わせ事業の効率化・重点化を図ることが必要である。介護労働者自身の福祉を向上させる機関としての介護労働安定センターの機能やその政策動向を明らかにし、その充実方策を検討することが今後も必要である。

引 用 文 献

- 1) 介護労働安定センターホームページ
「当センターについて」「事業の概要（平成30年度）」
<http://www.kaigo-center.or.jp/center/index.html>（最終閲覧日 2020.3.6）
- 2) 国会会議録検索システム kokkai.ndl.go.jp/
（最終閲覧日 2020.3.6）

- 3) 介護労働安定センターホームページ「相談援助フローチャート」<http://www.kaigo-center.or.jp/jigyo/soudan.html>（最終閲覧日 2020.3.6）
- 4) 介護労働安定センターホームページ「平成30年度事業報告書」
http://www.kaigo-center.or.jp/center/pdf/2019_2018_h30_jigyouchoukouku.pdf
（最終閲覧日 2020.3.6）
- 5) 水野博達「なぜ、『介護労働者の権利宣言』運動なのか？：ケアは社会関係を基礎づけた『共感の労働』/介護労働への誇りを変革の力に」福祉労働（164）、66-75（2019）

参 考 文 献

- ① 石井(岡)久美子「『介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律』の研究」名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究17, 39-52（2012）
- ② 植北康嗣「介護労働環境整備と離職率の関係についての一考察」四條畷学園短期大学紀要43, 34-40（2010）